

京都市告示第 86 号

京都市市街地景観整備条例第 43 条第 1 項の規定による、地域景観づくり協議会であることの認定をしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、告示します。

平成 24 年 6 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

修徳景観づくり協議会

2 代表者の氏名及び住所

荒川 晃嗣

京都市下京区若宮通松原下る亀屋町 48 番地

3 主たる事務所の所在地

京都市下京区若宮通松原下る亀屋町 48 番地 (有) テクトスタジオ内

4 活動の対象区域

京都市下京区藪下町, 富永町, 中野之町, 亀屋町, 布屋町, 月見町, 材木町, 小田原町, 徳万町, 元両替町, 坂東屋町, 長刀切町, 玉津島町, 弁財天町, 御供石町, 高砂町, 五條烏丸町, 悪王子町, 大堀町, 吉水町, 俊成町, 玉屋町, 大江町, 深草町

5 活動の目的

修徳学区の町や通りの固有性をふまえた町並みの景観づくり

(都市計画局都市景観部景観政策課)